

教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年7月 定例教育委員会	
開 会 日	令和4年7月26日(火)
開 会 時 間	午後2時30分～午後3時18分
開 会 場 所	佐賀市大財別館4-3会議室
出 席 者	委員 中村教育長 堤 委員 小川委員 吉村委員 撫尾委員 鳥飼委員
	事務局 百崎教育部長 豊田教育部副部長兼教育総務課長 江頭図書館長 米倉教育部副理事兼学校教育課長 横田学事課長 星下社会教育課長 三好学校教育課特別支援教育係長 松尾公民館支援課副課長兼施設整備係長 北村社会教育課子どもへのまなざし運動・若者支援推進室長 川副教育総務課副課長兼総務係長 王丸教育総務課主幹兼教育政策係長
提 出 議 案	第8号議案 佐賀市教育支援委員会規則の一部を改正する規則
協 議 事 項	な し
報 告 事 項	第1回社会教育委員の会議の報告について
欠 席 委 員	0 名
傍 聴 者 数	0 名
報 道 関 係 者	1 名
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 川副 清隆

日程1 開会の宣告

(中村教育長)

皆さんこんにちは。私の声聞こえておりますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)
これより佐賀市教育委員会7月定例会を始めさせていただきます。

今回は私の都合で急にリモートによる定例教育委員会となりました。初めての試みではございますけれども、各学校ではGIGAスクール構想でリモートによる研修や授業を積極的に行っていただいておりますので、これは、逆に言うと教育委員会としても一つのいい取組だと思っています。効果的に会議が進みますようにどうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

本日は、配付しております日程に記載の事項につきましてご審議をしていただくことになっておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程2 会議録の承認

(中村教育長)

それでは、日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

6月28日の定例教育委員会の会議録につきましては、先日、皆様にお配りしたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

(中村教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

日程3 教育長報告

(中村教育長)

次に、日程3、教育長報告をいたします。

別紙の佐賀市教育委員会7月教育委員会報告をご覧くださいませでしょうか。まず、先月末から今月の行事について幾つかご紹介させていただきます。

6月25日土曜日に連携協定を結んでおります福岡女学院大学の教職支援センターの活動報告会がありまして、王丸係長と一緒に参加をさせていただきました。今回、佐賀市の取組について活動報告をさせていただいております。5ページ目から王丸係長に作成していただいた当日の報告資料が載っていると思いますけれども、現在、佐賀市で取り組んでおりますコミュニティ・スクールのこと、そして、どういう形でこれを進めていこうと思っているのか。コロナ禍の中、コミュニティ・スクールがかえって大きないい効果を上げることにつながるの、ぜひ進めていきたいというふうなことをお話しさせていただきました。本来は具体的な実践などをしっかりと話しすべきだったんですけど、他にたくさんの事例発表があったため、8分以内の簡単な報告しかできなかったのは残念でした。しかし、福岡市内の教育委員会や校長会など、小・中・高校の取組等も分かりまして、非常に参考になりました。

27日は以前もお知らせしました夜間中学校の検討会が県庁で開かれました。これについては、次の検討委員会にも私参加させていただきますので、いろいろご意見を申し述べさせていただきたいと思っております。現在、教育委員会だけではなく、市長会や町村会からも知事に要望していただくようお願いをしているところでございます。

次に、ちょっと飛びまして、7月3日に久米島交流事業の全体説明会がありました。ここ2年実施されていないので、今年こそはと思って私どもも非常に期待をし、全体説明会にも多くの方に参加していただきました。しかし、皆さん方にもご連絡させていただいていると思うんですけれども、全国的な第7波の襲来ということで非常に厳しい状況になりまして、特に沖縄は10万人当たり全国で一番感染者が多いということもありまして、残念ながら今年度も中止ということにせざるを得なくなりました。本当に残念です。来年こそは実施できたらと思っております。

それから、6番目の佐賀市教育委員会評価委員会が2日間にわたって行われました。堤委員と吉村委員にも参加していただきまして本当にありがとうございました。委員の皆様方にはたくさんの貴重なご提言やご意見をいただきました。これについては、一つ一つなずくものばかりでしたし、今後の佐賀市教育委員会の施策に生かしていかなければいけないと反省するところもありました。評価の内容や評価指標などについてもいろいろご意見をいただきましたので、見直しを図っていきたいと思っております。

7番目は7月13日に県が取り組んでいます「弘道館2」という取組がございました。これは、佐賀の偉人の方にちなんだことについて、若者に弘道館のように学んでいくことの喜びや、佐賀を誇りに思うことを気づいてほしいということで取り組まれているんですけど、今回初めて小学校での取組ということで行われました。当日の講師は元電通の社員であります倉成さんに来ていただいたんですけど、私にも参加してほしいという依頼がありまして、鍋島直正役で子どもたちのいろんな意見に対して、殿としてそれを切り返してほしいということでした。せっかく殿として参加をするので、佐賀城本丸歴史館のほうから袴を借りまして、手製のちょんまげも着けさせていただいて参加をさせていただきました。当日は殿としてだけでなく、教育長として、佐賀市の子どもたちに将来こういうふうな大人になってほしいという思いも含めて話をさせていただきました。とてもいい授業で、私も参加させていただいて楽しいひとときを過ごさせていただきました。

大きな2番目は、1学期の学校訪問を振り返ってということで書かせていただきました。1学期もたくさんの学校を訪問させていただいて、教育委員の皆様方にもお忙しい中にご参加いただきまして本当にありがとうございました。各学校には、その都度、その都度いろいろ気づいたことをお話させていただいたんですけど、全体的に感じた学校のよさや課題、また、今後こういうふうに進めてほしいということについてまとめさせていただきました。これについては、次の校長会でもお話ししたいと思っております。幾つかご紹介したいと思います。

1つ目は、昨年、いろいろ課題があった学校も多かったんですけど、今年度見させていただいた学校は非常に落ち着いた学校が多く、授業や学級経営など若手の先生方の成長が本当に見られ、学校全体で若手育成に取り組んでいただいていることがよく分かりました。これをぜひ続けていきたいと思っておりますし、若手の育成の手だてというのを全学校に広げていければと思っております。

2つ目が、中学校は学年経営というのを非常に充実させているんですけど、小学校は学級担任制なので、どちらかというと各学級で子どもたちの指導を行うということに重点が置かれ、学年経営がなかなかできにくいような風土があります。そのような中、大きな学校ではあったんですけど、ある学校では、学年会を定期的を開いて、学年主任を中心にいろいろ授業とか教材の工夫なども進めたり、学年目標という大きな掲示物をつくり、子どもたちが一番通る目につきやすい場所に掲示するなど、学年の意識というのが高まっていくことを感じました。今若手の先生とか講師も非常に多いん

ですけれども、学年でそういう情報共有や共通理解を図り、指導支援する体制ができれば、若手の育成や講師の人たちの指導力の向上にもつながっていくと感じました。

3つ目は特別支援学級のことです。どの学校も特別支援学級がとても増えており、かなり苦勞されている学校もあります。その中で、一番大きな役割を担っているのが特別支援教育コーディネーターだと思います。このコーディネーターの先生を中心にしっかりと特別支援教育について共通理解を図り、子どもたちの実態に合わせたきめ細かい教室経営、学習環境などに取り組んでいただいている学校は、特別支援学級全体が1つのクラスだけでなく、ほかのクラスも含めて落ち着いて子どもたちが明るく笑顔に授業している様子が見られました。ですから、特別支援教育コーディネーターの研修や情報共有など、特別支援教育の充実はどの学校も図っていかねばならないと思っています。

4ページ目にも、④、⑤、⑥、⑦、⑧と書かせていただいておりますけど、これについては後で見ただけであればと思います。委員の皆様方も学校訪問で気づきをお話しいただいたと思いますけど、2学期も学校訪問がございますので、ご都合のつかれる限りご参加していただいて、学校にご意見等いただければありがたいと思います。

私からは以上でございます。

何か報告内容につきまして質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長報告を終わらせていただきます。

日程4 提出議案

(中村教育長)

続きまして、日程4、提出議案です。

まず、第8号議案『佐賀市教育支援委員会規則の一部を改正する規則』について、説明をお願いいたします。

(米倉教育部副理事兼学校教育課長)

第8号議案『佐賀市教育支援委員会規則の一部を改正する規則』について、学校教育課から説明をいたします。説明につきましては、担当からさせていただきます。

(三好学校教育課特別支援教育係長)

それでは、第8号議案『佐賀市教育支援委員会規則の一部を改正する規則』について、説明をいたします。お手元の定例教育委員会議案等資料の1ページ、佐賀市教育支援委員会規則の一部改正についてをご覧ください。

まずは概要についてです。教育支援、とりわけ障害のある児童生徒の就学に係る国の手引きが令和3年6月に改訂されたことを踏まえまして、佐賀市教育委員会が設置しています佐賀市教育支援委員会に部会を設けて、その機能の拡充や運営の効率化を図るとともに、教育支援委員会が担う役割を実態に合わせた条文とするために、佐賀市教育支援委員会規則の一部の改正を行うものでございます。教育支援委員会とは、障害のある児童生徒が小中学校に入学する際などに、小中学校がいいのか、あるいは特別支援学校がいいのかなど、市町教育委員会が就学先を決定する際に、教育委員会に対して専門的な見地から指導、助言を行う審議会で、佐賀市教育委員会では佐賀市教育支援委員会として設置をしております。規則改正の説明に先立ちまして、佐賀市教育支援委員会について少し説明をいたします。

佐賀市教育支援委員会の役割については、おおむね以下の3点の役割がございます。

1つ目として、年6回開催をする定例会の際、障害のある児童生徒の就学先として、小中学校がいいのか、それとも特別支援学校がいいのか、あるいは小中学校の特別支援学級がいいのかなどについて、総合的な判断のための専門的な助言を行うものでござい

ます。この1つ目が、佐賀市教育支援委員会の最も大きな役割となっております。令和4年度の開催日程は、1ページに載せておりますとおりでございます。

2つ目の役割として、次年度小学校に就学予定の児童、つまり新小学1年生とその保護者を対象にした就学相談会を8月に実施し、特別支援教育に関する専門的立場から情報提供や助言等を行うものです。令和4年度の相談会は資料のとおりで、8月3日、4日に実施いたします。

3つ目として、障害のある児童生徒がどの学校に就学するのかについて教育委員会や学校の考え、保護者の意見が一致しない場合など、保護者と合意形成を図る過程において、保護者に対し第三者的な立場から専門的な助言を行うというものです。この役割は定例的に開催されるものではなく、就学に向けた支援会議等を開催する際などに教育委員会の要請に応じて会議に参加をしていただくもので、この3点目につきましては、国からの新しい手引きを踏まえて拡充した点でございます。

次に、委員会の委員についてです。今年度は学識経験者として大学教授等を2人、小児科などの医師5人、児童相談所職員1人、教育関係機関等の職員として、佐賀市小中学校の校長会の代表、幼稚園、保育所の代表、特別支援学校や小中学校の特別支援学級担任などの職員が15名となっております。

次に、教育支援委員会での審議件数についてです。資料にお示ししているとおり、平成24年度は257件でしたが、昨年度、令和3年度は612件と、この10年間で約2.4倍となっております。このように審議件数が増加してきたことから、近年、予定の時間内に十分な審議を行うことが難しくなっており、審議時間の延長ということも出てきました。このため、佐賀市教育支援委員会内に障害種ごとの部会を設置することで、それぞれの委員が自身の専門的分野に特化した審議に集中できるようになるといった審議の充実を図ることができ、また、それぞれの部会を並行して行うことで、時間短縮など審議の効率化も図ることができると考えております。

部会の構成については、次のページをご覧ください。A部会の対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5障害で、B部会は自閉症・情緒障害、言語障害、LD・ADHD等としております。

それでは、事前の説明が長くなりましたが、規則改正案についてご説明いたします。お手元の資料3ページ、佐賀市教育委員会規則新旧対照表をご覧ください。左が現行、右が改正後の案でございます。

それでは、第1条（設置）でございます。まず、審議の対象ですが、これまで「児童及び生徒」としておりましたが、次年度小学校に就学予定の未就学児の案件も相当数を占めるということから、支援の対象として「就学予定者」を追加しております。ここでは「幼児」という表現もありますが、「幼児」では年少・年中とその幅が広く、対象を次年度小学校に就学する、いわゆる年長児に限定することから改正案の表現としております。また、国からの手引きの文言等を受けまして、これまでの「就学の適正化」から「就学に関して一貫した支援」としております。

次に、第2条（所掌事務）についてです。先ほど申し上げましたとおり、委員会の業務を3点に整理し、これまでの校種別の表記から、実際、委員会の業務として機能している内容に変更いたしました。今回の改正の中心となる条文の一つですので、条文を読み上げます。第2条、委員会は、次に掲げる事務を行う。(1)障害のある児童生徒等の就学先及び学びの場（小中学校における通常の学級、通級による指導又は特別支援学級をいう。以下同じ。）の決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。(2)障害のある児童生徒等の就学先及び学びの場について、本人及び保護者と学校等とが合意形成を図る過程において助言を行うこと。(3)障害のある児童生徒等の早期からの教育相談及び支援並びに就学先及び学びの場の決定後の一貫した支援について助言を行うこと。(4)は第1条の改正に係る所定の変更でございます。

なお、現行の(3)の「啓発」に関する条文につきましては、現在、委員会として実績がありませんので削除をしております。

次に、第6条（部会）についてでございます。この条文は全て追加となっており、この条文も読み上げをいたします。（部会）第6条、委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。第2項、部会は、委員長が指名する委員で組織する。第3項、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。第4項、部会長は、当該部会の事務を掌理する。第5項、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。第6項、委員会は、部会の決議をもって委員会の議決とすることができる。第7項、前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。第6項については、通常審議会等で部会や分科会を設置した場合は、部会等での審議内容を本会、親会に報告した上で、審議会の議決事項とすることが通例ですが、部会での審議事項を本会に報告するとなりますと、部会設置による効率化、時間短縮が限定的になります。よって、部会での議決をもって委員会の議決とすることを明記しているというところでございます。

なお、委員会の委員については、規則第3条で「25人以内」との規定があり、昨年度までは18人で構成していましたが、部会設置による審議結果の妥当性を損なわないために、本年度からは23人による委員構成としております。

最後に、第7条です。本委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に係る審議を行いますが、これまで秘密を守る義務についての規定はありましたが、非公開についての条文がありませんでしたので、委員会の性格上、改めて第7条（秘密の保持）として、「委員会の審議は、公開しない。」を追加いたしました。

最後になりますが、この規則は、公布の日から施行することとしておりますが、実際の運用につきましては、9月に開催します第2回教育支援委員会からと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

（中村教育長）

ありがとうございました。第8号議案の説明が終わりましたけれども、委員の皆様、何かご質問はございませんでしょうか。小川委員さんどうぞ。

（小川委員）

説明ありがとうございました。10年間で2.4倍に件数が増えたというところで、まず数に驚いております。それで、対応も慎重にされないといけないだろうし、これから充実したものになっていかれることを願いたいと思います。

それで、改正後の6条、4ページの（部会）第6条なのですが、「委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。」とあります。この部会というのはA、Bの部会ということだと思っておりますが、年6回の定例会以外に部会を開催するということですか。

（三好学校教育課特別支援教育係長）

その6回のみしか行っておりませんので、その会のときに置くことができるということでございます。

（小川委員）

分かりました。ありがとうございました。

（中村教育長）

よろしいでしょうか。ほかにごございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がないようですので、第8号議案は原案のとおり承認いたします。

日程5 報告事項

(中村教育長)

続きまして、日程5、報告事項に移ります。

「第1回社会教育委員の会議の報告について」、説明をお願いいたします。

(星下社会教育課長)

それでは、資料については、定例教育委員会議案書の3ページと議案等資料の5ページでご説明をさせていただきます。

まず、第1回佐賀市社会教育委員会の会議、開催日時ですけれども、5月31日の10時から、場所につきましては青少年センターの大会議室で開催いたしました。

出席委員は、1名ご欠席でしたけれども、社会教育委員13名中12名の出席をいただいで開催をしております。

事務局は、中村教育長、百崎教育部長以下、社会教育課、公民館支援課の担当職員が出席しました。

議事につきましては、5番に記載をしておりますように2つ、1つ目が「佐賀市社会教育関係事業 令和3年度の報告及び令和4年度の計画について」、2つ目が「佐賀市星空学習館の開館時間の変更について」でございます。

それでは、まず議事の1つ目の「佐賀市社会教育関係事業 令和3年度の報告及び令和4年度の計画について」でございます。

こちらの報告につきましては、議案等資料の5ページ以降が当日お配りした資料になります。こちらの資料を使って概要を説明し、その説明に対して、委員からご意見をいただいております。主な意見、質問、それに対する回答等をピックアップしてご報告させていただきますと思います。

ご報告はお手元の資料の下線を引いた部分になります。白丸が委員の質疑、二重丸が委員からの意見、黒丸が事務局の回答という構成でつくっております。

それでは、4ページ目をお願いいたします。こちらは各種講座事業の実施についてでございます。公民館の予約システムの導入によりまして、若い方は便利になったという声がある一方、年配の方からは公民館が使いにくくなったと、意見を聞くということもございまして、年代によって随分受け止め方が違うようだという意見をいただいております。それに対しまして、システムの予約と、従来どおり公民館に来ていただいで予約する方法の2つをそれぞれ併用していますので、今までどおりの予約の仕方もできますということをしつかりと広報していきたいということで回答させていただいております。

次に、中段以降、非行防止対策事業についてでございます。こちらは、警察の補導件数が10年前の約8分の1に減っているということで、少年育成委員の巡回指導の実績も随分落ちてきているのではないかと。ネットパトロールを取り入れるなど、指導活動の形を変えということも考えられないかという意見をいただいたところです。少年育成委員につきましては、各地域において子どもを巻き込む犯罪を防止するという観点から、巡回については続けていきたいということで考えているところですが、一方で、社会教育課で任用しています専任補導員、こちら3名おりますけれども、その役割については、こういった社会的な状況の変化も踏まえて、見直しも検討していく必要があるということをお返答させていただきます。

次のページをお願いいたします。5ページ目の上、子ども・若者支援事業についてでございます。こちら子ども・若者支援の領域につきましては、この10年間で随分変化が出てきており、現在もオンラインの世界の中で見えない形でいろんな問題行動が課題となって浮かび上がってきている。また、不登校やひきこもりのような内に籠ってしまう傾向の子どもたちが増えてきている現状がある。そのような課題に向けて、現状に合わせた形での対策に注力していく必要があるのではないかとご意見をいただきま

した。

次に、5ページ目の下、生活体験学習の実施についてでございます。こちらは、今後は地域で子どもを育む別の事業へシフトしていくことを検討するというところで書いておりましたが、何か案があれば教えてほしいということでご質問がございました。地域の方からは、非日常的な活動を取り入れたほうがいいのではないかというご意見もいただいております。例えば、防災食作り体験など、必ずしも泊まりにこだわらなくてもいいような形で考えていければということでご回答しております。これに対しまして、委員からは、地域の人に話を聞くと、お皿を洗ったり米を研いだりしたことがないような子どもも増えてきている現状があり、一回でも体験させてあげたいという思いを持たれていると感じている。子どもたちにとってよい経験であるということでご答えておりますので、通学合宿を実施している地域については支援をしてほしいという意見をいただいております。

次のページをお願いいたします。6ページ目の上のほうになります。こちらはその他全般についてになりますが、子ども会の活動のために学校の体育館を借りようとしたところ、コロナ感染症対策の一環だと思いが、学年をまたいだ活動には貸せないと断られた校区があった。これは教育委員からの指示なのか、それとも学校長独自の判断なのかというご質問がありました。

これは開催時期が5月の末で、当時、新型コロナウイルスが蔓延している状況ではなく、異学年の接触を制限するような指示は教育委員会としては出していないところでありましたので、学校が独自に感染症の予防対策として判断をしているものと考えていると回答したところです。

また、一般的に事業の中で、教職員の多忙化を解消するという観点に即しているような事業がないかというご質問がございまして、地域学校協働活動推進事業がこれに該当する部分もあるということでお答えしております。これにつきましては、学校の教育活動に地域の方の参加を得て子どもの育成を図るという事業でございまして、教職員がより教育に集中できるようにするための活動という側面もございまして、教職員の働き方改革となり、最終的には多忙化解消にもつながるという考えのもと、全市的にも広げていきたいと考えているということでご回答させていただきます。

次に、議事の2つ目、佐賀市星空学習館の開館時間の変更についてでございます。こちら議案等資料の11ページ目に記載をしております。こちらは6月の定例教育委員会の中で規則改正の議案を提出して可決をいただいた案件でございます。これは5月の末に社会教育委員の会議にかけさせていただいた部分でございまして、内容については割愛をさせていただきますが、社会教育委員からも特段の意見はなく賛同いただいたというところになります。

第1回社会教育委員の会議の概要報告については以上でございます。今回の会議においても、委員の皆様から様々な意見をいただいたところでございます。これらの意見を参考に事務を遂行していきたいということでご答えているところです。

簡単ですが、以上でございます。

(中村教育長)

ありがとうございました。社会教育委員の会議の報告が終わりましたがけれども、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(撫尾委員)

1つご質問よろしいですか。

(中村教育長)

撫尾委員さんどうぞ。

(撫尾委員)

4 ページの非行防止対策事業の中でネットパトロールというのがあるんですけども、具体的にはどういう形で行っておられるのでしょうか。

(星下社会教育課長)

これにつきましては、少年サポートセンター、警察の担当の委員からご質問いただいた案件になります。今、佐賀市の現状としましては、専任補導員や少年育成委員を中心に、自転車や車で街頭の巡回活動をメインで今行っているところです。ただ、いろんな問題行動自体がやはり今ネットの中で行われている事案が非常に多いので、そういった活動に今後少しシフトしていくような考えはないかということのご質問でございました。今、警察ではネットパトロールということで、様々な検索ワードを入れながら、引っかかってくる事案を見つけて対応されておりまして、全国的にもいろんな自治体がそういう活動を行っているようなので少し参考にされてはどうかというご質問でしたので、検討したいということでお答えをしたところです。

(撫尾委員)

ということは、街頭に出ないで警察署内でネットの検索をしているというのがネットパトロールということですね。

(星下社会教育課長)

そうです。パソコンの中でいろんなワードを入れながら、そこで見つけていくということがネットパトロールになります。

(撫尾委員)

ありがとうございました。

(中村教育長)

そしたら、小川委員さんどうぞ。

(小川委員)

ご説明ありがとうございました。4 ページの公民館の予約システム導入のことについてなんですが、私も使っておりまして、便利だなと思います。しかし、今までそういうものに慣れていない方は、いざ使おうとすると戸惑ったり、スマホの場合にちょっと見にくいとか思ったりします。これについては、慣れかなという思いはしますが、取消しができないということがありまして、公民館の方にもお尋ねしたら、やはりできないんですねと言われました。また、逐一分からないことをお聞きすると、公民館の方はすごく丁寧に対応していただいておりますので、それはありがたいなと思って今後活用させていただこうと思っております。どうもありがとうございます。

(松尾公民館支援課副課長兼施設整備係長)

公民館支援課からですけども、システムについては導入したばかりで戸惑われる方もいらっしゃるかと思います。そこは丁寧に対応していきたいと考えております。また、高齢者などでシステムを触れないという方は、公民館職員と一緒にいって入力をしていくなど、トラブルが少なくなるように、かつ予約がしにくくならないような形で今後とも対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(中村教育長)

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。吉村委員さんどうぞ。

(吉村委員)

ありがとうございました。私は家庭教育というところにとっても興味があるというか、ふだん子育て支援関係に関わっているので気になっていることがあるんですけど、この資料の5ページの中に家庭教育講座を年に何回開催しているのかという質問のところで、小学校の入学前の説明会のときに講師の派遣事業を行って、なるべく全世帯にお話を聞いていただけるようにという取組をしていただいととてもありがたいと思っています。家庭教育の大切さを知っていただく機会を増やすということで、小学校に入る前よりも就園前にもう少し力を入れていただいたほうがいいなというのが最近の気になるところで、我が子もそうですけど、子どもたちをどんなふうにとらえるのか、理解していくかということところがちょっと足りなくなっているかなというのが気になっています。親が我が子を見るときに、自分の子どもの性格や特性をどう捉えていいかというのが難しかったり、結構気になることとか育てにくさを感じたときにどういう手だてをすればいいのかということところが不安を持つ方もいらっしゃるんですけど、でもやっぱり園に預けてしまうとお任せのところがあるので、ちゃんと向き合えずにやり過ごしてしまうのか、そこが小学校に入っても苦労するところかなと思います。家庭でもそうですし、園でも学校でもなかなか難しいところかなと思うので、子の育ちに対して親もどう向き合うかということところが、すり合わせが早いうちからできていくと、もっと不登校の問題があったときや、気になることがあったときに親も対応できるような気持ちと選択肢が増えるというふうに関心しています。就園が早いということが以前と違うところだと思いますけど、そういう家庭教育というところに少し手厚くというか、関わっていただけると感じています。

以上です。

(星下社会教育課長)

どうもありがとうございます。非常に家庭教育大事だと思っています。全保護者が一堂に会するような場の中でやっていきたいということで、こういう就学前の説明会とかで時間を取って今やっているところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、育ちの年齢の中でいろんな対応等していく部分というのは年齢ごとにも変わってくるだろうということで思っていますので、そういった、このタイミングだけがいいのかということ決してそうではないかなと思っているので、その広げ方というか、やり方については検討していきたいと思っています。

(吉村委員)

ありがとうございます。

(中村教育長)

ほかよろしいですかね。鳥飼委員さんどうぞ。

(鳥飼委員)

関連してなんですけれども、家庭教育講座の内容的なものはどういったことをされてあるのでしょうか。

(星下社会教育課長)

1つのプログラムを提供するというのではなく、それぞれの学校とすり合わせしながら内容を決定しています。

(北村社会教育課子どもへのまなざし運動・若者支援推進室長)

家庭教育講座に関しましては、講師を社会教育課に登録をしております、保育園の先生や、先ほどネットパトロールでも出てきました警察のサポートセンターの方、あと

I T関係の方、ほかには子育てにいろいろ関わられてきた方など12名を講師登録しております。家庭教育講座のテーマについては、各学校の希望を聞いた上で、そのテーマに合った講師による家庭教育講座を行っております。

(鳥飼委員)

まなざし運動とかの家庭でのまなざしという部分については、全保護者さんに関するところなので、せっかくなのでお伝えできるようなものがあればいいと思います。まなざし運動の中でも家庭でのまなざしというところは認識しづらいところだと思うので、そういった取組もあればいいなと思いました。

(北村社会教育課子どもへのまなざし運動・若者支援推進室長)

それに関してですが、以前は子どもへのまなざし運動推進専門官をされていた方も当講師として登録をしておりましたが、現在は辞退をされています。

ただ、現在の講師の中にはまなざしリポーターを経験されてある方も登録しておりますし、例えば、予定していた講座が急遽中止になった場合は、子どもへのまなざし運動推進専門官がピンチヒッターとしてまなざし運動に関しての講義を行っております。また、学校での新入学説明会だけではなく講師の派遣事業というのも行っております。例えば、子育てサークルから依頼があれば、そのテーマに沿って講師を選んで派遣をしておりますので、そういった事業についてもPRしていきたいと考えております。

以上です。

(鳥飼委員)

ありがとうございます。

(中村教育長)

ほかになにかございませんでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ご質問ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

日程6 その他

(中村教育長)

次に、日程6、その他です。

その他について何かございますでしょうか。事務局からありませんか。よろしいですか。教育委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで7月の定例教育委員会、初めてのリモート会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

終了時間 午後3時18分